

9月に

# 厚生年金保険に係る保険料率が 引き上げられます

厚生年金保険料率は、毎年9月に引き上げられることが法律により定められており、公務員共済に係る厚生年金保険料率は、表のとおり、平成30年9月の引上げにより18.3%となり、厚生年金と統一（厚生年金は平成29年に18.3%に到達）し、固定されることとなります。

厚生年金保険料は、事業主である地方公共団体と組合員が折半で負担することとなっておりますので、厚生年金保険料の1/2を組合員の皆様が負担することになり、これを組合員保険料といい、皆様が負担する組合員保険料の額は、標準報酬月額及び標準期末手当等の額に組合員保険料率を乗じた額となります。

(単位：%)

区 分	平成29年 8月まで
厚生年金保険料率	17.632
組合員保険料率	8.816



平成29年 9月から	平成30年 9月から
17.986 (+0.354)	18.300 (+0.314)
8.993 (+0.177)	9.150 (+0.157)